

令和5年もとす広域連合議会

第2回定例会 会議録

令和5年10月19日（木） 開会
令和5年10月30日（月） 閉会

もとす広域連合

令和5年第2回もとす広域連合議会定例会会議録

目 次

第 1 号（10月19日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○職務のため出席した職員	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○常任委員会委員の選任	4
○行政報告	5
○議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案第18号 より議案第24号までの一括上程、説明、質疑、委員会付託	6
○散会の宣告	15

第 2 号（10月30日）

○議事日程	17
○本日の会議に付した事件	17
○出席議員	17
○欠席議員	17
○説明のため出席した者	17
○職務のため出席した職員	18
○開議の宣告	19
○議事日程の報告	19
○一般質問	19
鏝本規之議員	19
○議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	24
○議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	25
○議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	27
○議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	29
○議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	31

○議案第 2 3 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	32
○議案第 2 4 号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	33
○閉会の宣告	35
○署名議員	37

令和5年第2回もとす広域連合議会定例会 第1日

議事日程（第1号）

令和5年10月19日（木曜日）午前9時35分開会

- | | | |
|-------|------------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 議席の指定 | |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 3 | 会期の決定 | |
| 日程第 4 | 諸般の報告 | |
| 日程第 5 | 常任委員会委員の選任 | |
| 日程第 6 | 行政報告 | |
| 日程第 7 | 議案第17号 | もとす広域連合監査委員の選任について |
| 日程第 8 | 議案第18号 | もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第19号 | 令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 議案第20号 | 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 議案第21号 | 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第22号 | 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第13 | 議案第23号 | 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第14 | 議案第24号 | 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | | |
|-----|-----------|-----|---------|
| 1番 | 馬 淵 ひろし | 2番 | 松 野 貴 志 |
| 3番 | 棚 橋 敏 明 | 4番 | 庄 田 昭 人 |
| 5番 | 若 井 千 尋 | 6番 | 若 園 五 朗 |
| 7番 | 松 野 藤 四 郎 | 8番 | 高 橋 知 子 |
| 9番 | 飯 尾 龍 也 | 10番 | 今 枝 和 子 |
| 11番 | 河 村 志 信 | 12番 | 鏑 本 規 之 |
| 13番 | 河 村 正 通 | 14番 | 村 木 俊 文 |
| 15番 | 杉 本 真 由 美 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長	藤 原 勉	副 連 合 長	森 和 之
副 連 合 長	戸 部 哲 哉	代 表 監 査 委 員	江 尾 友 宏
事 務 局 長	山 田 潤	総 務 課 長	青 木 崇 泰
介 護 保 険 課 長	井 尾 昌 宏	会 計 管 理 者	有 里 弘 幸
老 人 福 祉 施 設 大 和 園 長	國 井 弘 光	療 育 医 療 施 設 長	吉 川 博 喜
衛 生 施 設 長	喜 多 川 正 義		

職務のため出席した職員

書 記 長	平 塚 直 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開会 午前 9時35分

◎開会の宣告

○議長（若井千尋君） ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第2回もとす広域連合議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長（若井千尋君） 本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若井千尋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎議席の指定

○議長（若井千尋君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定します。



◎会議録署名議員の指名

○議長（若井千尋君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

今定例会の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、

2番 松野貴志君

14番 村木俊文君

を指名いたします。



◎会期の決定

○議長（若井千尋君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、10月12日の議会運営委員会におきまして、本日から

ら10月30日までの12日間にしてはどうかと決められました。

ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

したがって、今定例会の会期は、本日から10月30日までの12日間とすることに決定いたします。



◎諸般の報告

○議長（若井千尋君） 日程第4、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、議員の異動について報告をいたします。

閉会中の令和5年7月20日付で庄田昭人議員から辞職願が提出されましたが、許可いたしませんでした。

次に、令和5年9月25日、北方町議会議員の任期満了に伴い当広域連合議会に3名の欠員が生じました。これを受けて、令和5年9月28日、北方町議会臨時会におきまして欠員の選挙が行われ、河村正通君、村木俊文君、杉本真由美君の3名が選出をされました。

次に、令和5年9月29日、本巢市議会選出の瀬川照司君と道下和茂君から辞職願が提出され、同日に許可いたしました。これを受けて、同日の本巢市議会定例会におきまして選挙が行われ、高橋知子君と河村志信君の2名が選出をされました。

2件目は、閉会中における議会運営委員会委員の異動について報告をします。

議会運営委員会委員でありました北方町選出議員の任期満了に伴い、その後任として令和5年9月28日に村木俊文君と杉本真由美君を、本巢市選出の委員1名が辞職したことに伴い、その後任として令和5年9月29日に河村志信君を、委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、それぞれ指名しましたので報告をいたします。

なお、議員の異動に伴う常任委員会委員の選出については、この後、議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。



◎常任委員会委員の選任

○議長（若井千尋君） 日程第5、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

ただいまから、委員会構成名簿を配付します。そのまましばらくお待ち

ください。

〔委員会構成名簿を配付〕

○議長（若井千尋君） お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 異議がないものと認めます。

したがって、常任委員会委員の選出については、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定をしました。

これより総務介護常任委員会を開催し、委員長及び副委員長をそれぞれ決めていただきたいというふうに思います。

開催場所につきましては第2会議室において行いますので、総務介護常任委員会の方はご移動をお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時54分

○議長（若井千尋君） 休憩前に続き、会議を再開します。

総務介護常任委員会の委員長、副委員長が、お手元に配付した名簿のとおり決まりましたので発表いたします。総務介護常任委員会委員長、飯尾龍也君、総務介護常任委員会副委員長、村木俊文君。

以上のとおりです。



◎行政報告

○議長（若井千尋君） 日程第6、行政報告を行います。

広域連合長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、行政報告第1号を報告させていただきたいとします。

報告第1号 令和4年度もとす広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてをご説明させていただきます。

この件につきましては、休日急患診療所におけるオンライン資格確認機器導入事業につきまして、予算の繰越しが必要となったものでございます。

そこで、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度も

とす広域連合一般会計繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものであります。繰越額は、82万9,000円でございます。

以上で報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（若井千尋君） これで行政報告は終わりました。



◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決及び議案
第18号より議案第24号までの一括上程、説明、質疑、
委員会付託

○議長（若井千尋君） 日程第7、議案第17号 もとす広域連合監査委員の選任についてより、日程第14、議案第24号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算(第1号)についてまでを一括議題とします。

提出議案について、広域連合長より提案理由の説明を求めます。

広域連合長、藤原 勉君。

○連合長（藤原 勉君） おはようございます。

それでは、提案説明を申し上げたいと思います。

本日ここに、令和5年第2回もとす広域連合議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年5月より5類感染症となり、新型コロナウイルス感染症発生前の日常を取り戻すべく人と人との交流が再開し、経済活動についても徐々に活性化されつつありますが、当広域連合には多くの高齢者や幼児と関りがあります老人福祉施設大和園や幼児療育センター等の施設があり、これから冬に向けて季節性インフルエンザ感染症と新型コロナウイルス感染症の同時流行も懸念されています。

今後も職員の衛生管理、健康管理を行うとともに、感染者を出さないよう徹底した対策を講じていかなければならないと強く思うところでございます。

さて、当広域連合が運営をいたします介護保険事業をはじめとする各事業の執行につきましても、地域住民の皆様の福祉の向上と身近な広域行政機関としてその役割を果たすため、引き続き誠心誠意務めてまいります。

議員の皆様には、当広域連合の施策の推進に際し、引き続きご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今回本会議に提案し、ご審議をお願いする議案は、委員の選任に関する案件が1件、条例の改正に関する案件が1件、決算認定に関する案件が3件、補正予算に関する案件が3件の、先ほど行政報告をしましたので残りの合計8件であります。

それでは、ただいまより今定例会の提出議案の概要につきまして説明させていただきますので、よろしくをお願い申し上げます。

まず、議案第17号 もとす広域連合監査委員の選任についてでございます。

もとす広域連合議員のうちから選任する監査委員が欠員のため、新たに村木俊文議員を委員として選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定及びもとす広域連合規約第15条第2項規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第18号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてでございます。

もとす広域連合老人福祉施設大和園養護老人ホームの契約入所制度導入について、所要の改正を行うものです。

次に、議案第19号 令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和4年度の一般会計決算額は、歳入が前年度比較41.0%減の5億4,340万817円、歳出が前年度比較44.5%減の4億9,411万6,144円、翌年度への繰越明許費繰越額82万9,000円を加味した実質収支は、4,845万5,673円の黒字でございます。

一般会計は、本庁の総務課関係分、療育医療施設の関係分、そして衛生施設関係分の3部門で構成されております。

歳出では、議会費、総務費において988万8,342円の増額及び民生費、衛生費、公債費において4億579万7,380円の減額などにより、3億9,590万9,038円の減額となりました。この大きな減額の要因は、衛生施設の基幹的設備改良工事が令和3年度に終了したためでございます。

引き続き経常的な経費等の抑制を図るなど創意工夫を行いながら、堅実な運営に鋭意努力をいたします。

次に、議案第20号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

当広域連合において、予算上最大のウエートを占める介護保険事業の令和4年度の決算額は、歳入が前年度比較2.5%増の83億5,451万8,580円、歳出が前年度比較1.5%増の77億8,761万9,114円、実質収支は5億6,689万9,466円の黒字となっております。

歳出の保険給付費においては68億7,106万9,159円となり、前年度に比べて0.8%の増で、金額にして5,286万4,135円の増加となりました。

次に、地域支援事業費においては3億6,991万8,964円となり、前年度に比べて2.7%の増で、金額にして973万540円の増額となりました。

今後とも、介護保険計画の基本理念である「いつまでも自分らしく生きられる長寿社会をめざして」を念頭に、組織市町との連携を強化し、高齢者をはじめ地域住民の皆様に介護保険制度への理解や啓発により一層努めるとともに、保険者と市町が連携して保険料未納者への取組の改善を図り、収納率の向上を目指してまいります。

次に、議案第21号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計

歳入歳出決算の認定についてでございます。

令和4年度の決算額は、歳入が前年度比較4.2%減の8億7,236万9,589円、歳出が前年度比較4.3%減の7億9,569万1,709円、実質収支は7,667万7,880円となりました。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で通所介護事業等のサービス事業収入が前年度比で6.7%の減となり、金額にして1,065万4,512円の減額となりました。

歳出では、老人福祉施設財政調整基金積立金が4,001万897円の減額となっております。

当老人福祉施設大和園は開園以来69年という半世紀以上の歴史を重ね、かつ公設・公営ということからも地域住民の信頼の確保と地域に密着したサービスの提供に努めてまいりました。

今後も施設の管理運営の見直しを図りながら、利用者本位のサービスの提供に鋭意努めてまいります。

次に、議案第22号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,567万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,347万5,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は令和4年度決算額が確定したことに伴い、繰越金2,567万5,000円を計上いたします。

歳出は、総務費で、新規職員採用に伴う人件費の所要額と審査会委員報酬や財政調整基金への積立てとして、1,911万4,000円を計上いたします。

民生費では、幼児療育センターにおいて、人事異動等に伴う人件費などで566万1,000円を計上いたします。

衛生費では、人事異動等に伴う人件費などで90万円を計上いたします。

次に、議案第23号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億8,655万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億6,655万8,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入の主なものは、令和4年度決算額が確定したことに伴い、繰越金4億7,689万9,000円を増額し、市町負担金403万2,000円を減額いたします。

歳出の主なものでは、基金積立金である介護給付費準備基金積立金で6,335万3,000円を計上いたします。

諸支出金では、令和4年度の精算によって生じる償還金として3億1,910万8,000円を計上いたします。

次に、議案第24号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ34万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億644万5,000円とするものであります。

補正の内容として、歳入は分担金及び負担金で1,136万4,000円の減額をし、令和4年度決算額の確定に伴い繰越金1,667万7,000円を計上します。

歳出は、総務費で職員の異動等による人件費が522万4,000円の減額、民生費で職員の異動等に伴う人件費112万6,000円を計上いたします。サービス事業費で人事異動等に伴う人件費などで444万3,000円を計上いたします。

以上、提出議案につきまして、その概要を説明させていただきました。よろしくご審議を賜り、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（若井千尋君） 続きまして、一括議題中の議案第19号より議案第21号までの令和4年度決算の認定を求める議案について、代表監査委員に決算審査の報告を求めます。

代表監査委員、江尾友宏君。

○代表監査委員（江尾友宏君） それでは、監査委員を代表し、審査結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は令和4年度もとす広域連合一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、合計3つの会計です。

審査は、もとす広域連合監査基準に基づき令和5年8月28日に実施し、決算書に基づき、担当課長、施設長から提出された決算審査資料及び例月出納検査の結果と併せ、決算の計数等について慎重かつ詳細に審査しました。

審査の結果、各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書は、審査した限りにおいて関係法令に適合しており、計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、正確であるものと認めました。

また、予算の執行及び財務事務は、おおむね適正に行われているものと認めました。

それでは、ご報告申し上げます。

一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書5ページの3、実質収支をご覧ください。

令和4年度もとす広域連合一般会計及び特別会計の総決算額は、歳入総額97億7,028万8,986円、歳出総額90億7,742万6,967円、翌年度へ繰り越すべき財源82万9,000円、実質収支額6億9,203万3,019円の黒字となりました。

6ページへお進みください。

もとす広域連合規約に基づく市町負担金として、令和4年度は、瑞穂市より6億8,294万7,000円、本巢市より6億4,269万9,000円、北方町よ

り 2 億 7, 221 万 7, 000 円で、合計 15 億 9, 786 万 3, 000 円です。

7 ページへお進みください。

公債の償還状況について、令和 4 年度は 1, 505 万 1, 154 円を元金償還して、年度末現在高は 5 億 2, 401 万 4, 905 円となりました。

8 ページ、9 ページへお進みください。

一般会計の歳入歳出決算です。

歳入総額は 5 億 4, 340 万 817 円、歳出総額は 4 億 9, 411 万 6, 144 円、翌年度繰越額 82 万 9, 000 円であり、差引き 4, 845 万 5, 673 円の剰余金が生じました。

一般会計については、総務分、療育医療施設分、衛生施設分にそれぞれ分けて説明いたします。

10 ページ、11 ページへお進みください。

総務分の歳入歳出決算です。

歳入総額は 1 億 610 万 9, 045 円、歳出総額は 9, 982 万 6, 193 円、翌年度繰越額ゼロ円、差し引き 628 万 2, 852 円の剰余金が生じました。

議員、公平委員会委員等の報酬、職員人件費等の執行が主であります。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

12 ページ、13 ページへお進みください。

療育医療施設分の歳入歳出決算です。

歳入総額は 1 億 6, 795 万 1, 539 円、歳出総額は 1 億 4, 255 万 3, 479 円、翌年度繰越額 82 万 9, 000 円、差引き 2, 456 万 9, 060 円の剰余金が生じました。

幼児療育センターにつきましては、発達支援が必要な就学前の子供に対して相談・療育指導が実施されておりますが、組織市町の健康福祉部局や教育委員会とも連携しながら活動をいただき、今後も適切に予算が執行されることを望みます。

審査の結果、休日急患診療所を含め適切に処理されていると認めました。

14 ページ、15 ページへお進みください。

衛生施設分の歳入歳出決算です。

歳入総額は 2 億 6, 934 万 233 円、歳出総額は 2 億 5, 173 万 6, 472 円、翌年度繰越額ゼロ円、差引き 1, 760 万 3, 761 円の剰余金が生じた。

令和 3 年度までに、施設の長寿命化、二酸化炭素排出量の削減、処理した汚泥の再資源化等を目的とした基幹的設備改良事業によって整備した新しい衛生施設が、今後さらに循環型社会の進展に寄与することを望みます。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

次に、特別会計について説明します。

16 ページ、17 ページへお進みください。

介護保険特別会計歳入歳出決算です。

歳入総額は 83 億 5, 451 万 8, 580 円、歳出総額は 77 億 8, 761 万 9, 114 円であり、差引き 5 億 6, 689 万 9, 466 円の剰余金が生じました。

令和4年度は第8期介護保険事業計画の中間年度であり、歳入は前年度に比べ2億548万2,185円の増額となりました。

内訳としまして、介護保険料については低所得者への介護保険料軽減制度などがありますが、第1号被保険者数が増加したこともあり1,231万3,368円、市町負担金が4,894万8,000円、国庫支出金が3,782万1,310円、県支出金が2,553万1,805円、繰越金が7,379万5,770円の増額となりました。

歳出は、前年度に比べ1億1,738万281円の増額となりました。

主な歳出では、保険給付費のうち居宅介護サービス給付費が5,030万1,022円、施設介護サービス給付費が3,214万5,463円、また、包括的支援事業費が1,312万679円、国・県への償還金等が6,950万5,222円の増額となりました。

また、保険料の収納状況としまして、全体の収納率は97.3%から97.5%にやや上昇しましたが、滞納繰越分普通徴収保険料については、収納率は14.8%から14.7%へと僅かに下がりました。

しかしながら、全体の収入未済額は454万6,068円の減となり、一定の徴収努力が見られました。担当課だけではなく、組織市町でも滞納者対策にいろいろと工夫をしておられるとも聞いておりますので、今後も保険料納付の公平性を保つために組織市町と協力して徴収体制を強化し、不納欠損額及び収入未済額の減少に努力していただくことを強く望むものであります。

審査の結果、適正に処理されていると認めました。

18ページ、19ページへお進みください。

最後に、老人福祉施設特別会計歳入歳出決算です。

歳入総額は8億7,236万9,589円、歳出総額は7億9,569万1,709円であり、差引き7,667万7,880円の剰余金が生じました。

歳入は、前年度に比べ3,790万2,776円の減額となりました。主な要因は、県補助金が1,012万5,464円の増額となったものの、組織市町からの老人保護措置費負担金が1,471万3,439円、通所介護事業収入が846万6,253円、短期入所生活介護事業収入が770万8,175円、施設介護事業収入が1,700万4,273円などの減額となったことによります。

歳出は、前年度に比べ3,589万7,895円の減額となりました。主な要因は、財政調整基金積立金の4,001万897円の減額ですが、灯油・ガス代などの燃料費、電気・水道代などの光熱水費の一般管理費が1,582万4,289円の増額となっています。

審査の結果、適正に処理されていると認めましたが、サービス事業収入の個人負担金の一部について、令和4年度も28件145万6,250円の滞納が見受けられました。滞納については、断固たる厳しい態度をもって徴収するとともに、引き続き新たな滞納が発生しないための対策が講じられることを望みます。

また、老人福祉施設特別会計は、歳入歳出差引額に財政調整基金積立金を加え、繰越金と財政調整基金繰入金を差し引いた実質単年度収支について2年連続で赤字となっていました。令和4年度もマイナス8,199万8,035円となりましたので、危機感を持ってさらなる経営の改善に取り組んでいただくよう強く望みます。

また、特に送迎時の事故防止については利用者の信頼を得るために重要なことですので、今後も引き続き、より一層、万全な安全対策を講じていただくことを望みます。

以上、審査に係る意見について報告させていただきましたが、この意見は村木委員と合議によるものであることを申し添え、私の報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（若井千尋君） 以上で、提案理由の説明及び決算審査の報告を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

これより全員協議会を第1委員会室において再開しますので、ご移動をよろしくお願いいたします。

休憩 午前10時19分

再開 午前11時09分

○議長（若井千尋君） 休憩前に続きまして、会議を再開します。

議案第17号 もとす広域連合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、村木俊文君の退場を求めます。

〔14番（村木俊文君）退場〕

○議長（若井千尋君） 議案第17号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

議案第17号に対し、まず反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

よって、討論を終結します。

これより採決いたします。

議案第17号を原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第17号 もとす広域連合監査委員の選任については同意することに決定いたしました。

村木俊文君の入場を命じます。

〔14番（村木俊文君）入場〕

○議長（若井千尋君） ただいま監査委員に選任されました村木俊文君に、ご挨拶をお願いしたいと思います。

○14番（村木俊文君） 申し訳ございませんが、私横着といいますか、先ほど来話しております障害者です。この場で挨拶をさせていただきますが、よろしく願いいたします。

まずもって、ご同意いただきましてありがとうございます。令和6年2月21日まででございますが、残任期間、精いっぱい務め上げますので、よろしく願いいたします。

〔「こちらこそよろしく申し上げます」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） はい、よろしく申し上げます。

議案第18号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第18号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第18号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

議案第19号 令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第19号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

議案第19号について、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付

託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第20号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第20号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務介護常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第21号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第21号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、老人福祉常任委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

議案第22号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第22号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第22号について、議案を関係する2つの常任委員会へ分割して付

託することができないため、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、各常任委員会の協議を経た後、最終日の本会議において、再度議題として質疑、討論、採決を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会において所管事項を協議し、最終日に再度議題として質疑、討論、採決を行います。

議案第23号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第23号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第23号は、総務介護常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は総務介護常任委員会に付託をいたします。

議案第24号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第24号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第24号は、老人福祉常任委員会に付託をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） ご異議ないものと認めます。

よって、本案は老人福祉常任委員会に付託をいたします。

————— ◇ —————

◎散会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

10月25日から開催されます常任委員会で、それぞれの委員会に付託等

してあります案件につきましては、審査等をお願いします。
なお、10月30日は午前9時より本会議を開きます。
本日はこれにて散会いたします。

散会 午前11時17分

令和5年第2回もとす広域連合議会定例会 第2日

議事日程（第2号）

令和5年10月30日（月曜日）午前9時00分開議

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 日程第 1 | 一般質問 | |
| 日程第 2 | 議案第18号 | もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第19号 | 令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第20号 | 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第21号 | 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第22号 | 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第23号 | 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 8 | 議案第24号 | 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）について |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | | | | |
|------|-----|-------|------|-----|-----|
| 1 番 | 馬 渕 | ひろし | 2 番 | 松 野 | 貴 志 |
| 3 番 | 棚 橋 | 敏 明 | 4 番 | 庄 田 | 昭 人 |
| 5 番 | 若 井 | 千 尋 | 6 番 | 若 園 | 五 朗 |
| 7 番 | 松 野 | 藤 四 郎 | 8 番 | 高 橋 | 知 子 |
| 9 番 | 飯 尾 | 龍 也 | 10 番 | 今 枝 | 和 子 |
| 11 番 | 河 村 | 志 信 | 12 番 | 鏝 本 | 規 之 |
| 13 番 | 河 村 | 正 通 | 14 番 | 村 木 | 俊 文 |
| 15 番 | 杉 本 | 真由美 | | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

連 合 長 藤 原 勉 副 連 合 長 森 和 之

副 連 合 長	戸 部 哲 哉	事 務 局 長	山 田 潤	
総 務 課 長	青 木 崇 泰	介 護 保 険 課 長	井 尾 昌 宏	
会 計 管 理 者	有 里 弘 幸	老 人 福 祉 施 設 長	國 井 弘 光	
療 育 医 療 施 設 長	吉 川 博 喜	大 和 園 長	衛 生 施 設 長	喜 多 川 正 義

職務のため出席した職員

書 記 長	平 塚 直 樹	書 記	高 坂 健 司
書 記	坂 上 翔		

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（若井千尋君） どうもおはようございます。

本日は定例会最終日でございます。また、この時期、議員の皆様におかれましては、連合長、副連合長、執行部の皆様におかれましても、各地元におきましては行事ごとが大変お忙しかったというふうに思います。そんな中、本日ご参集いただきまして感謝申し上げます。

また、先週は、各常任委員会それぞれの審議をしていただきました。重ねて御礼申し上げます。

ただいまの出席議員は15人であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しております。

本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（若井千尋君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



◎一般質問

◇鏝本規之君

○議長（若井千尋君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

12番、鏝本規之君の発言を許します。

鏝本君。

○12番（鏝本規之君） それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

何にしても一般質問、私もこの委員会に入って一度も休んだことがないということで、だんだんと一般質問のネタがなくなっているというのが現状でありますけれども、世の中が進むにつれて、またいろいろな問題が出てきているというところで、今回は自分が所属する委員会の中の話でございますけれども、大和園の経営状況等々についてお伺いをしたいと思っております。

大和園は皆さん知ってのとおり、本巢市、北方町、瑞穂市という形の3市町による経営という形になっているわけでありまして、なかなかこういう施設は全国的に見ても少ないというところでありまして、そういう中で、養護老人ホームというものが今、世間においては非常に少なくなっているというのが現状でありまして、なかなか増える見込みがないであろ

うと。そういう中で、大和園は養護老人ホームと特養という形を取っておりますけれども、なかなか経営的に難しいところがあるだろうというふうに思うわけであります。

そういう中で一般質問をするわけでありますので、先輩各位、また同胞の方たちが1時間も2時間もやるんじゃないぞと言われますので、極めて的確に短く質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今年、令和4年度の大和園の決算を見させてもらったわけでありまして、3年連続で赤字ということになりました。一時期は先輩議員たちの努力によって、黒字という形にまで持っていった経緯があるわけでありまして、残念ながら、コロナということもあったかもしれませんが、3年連続の赤字ということであります。

また、年々とこの3年の間、だんだんと赤字額が拡大しているとのことで、今議会において契約入所に関する条例改正を行い、新しい事業への取組も進めているようではありますが、その他の改善案について何かあればという形でお聞かせをいただきたい。

また、今後の大和園の役割についての考えをお聞きしたいと思います。

また、今後、もとす広域連合が運営する大和園が果たす役割があるとなれば、どのようなことがあるのか。あるとすれば、教えていただきたいと思うわけであります。

私が思うことと少し違うかもしれませんが、そのようなことについての役割等々について、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 老人福祉施設大和園長、國井弘光君。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

赤字の件でございますけれども、赤字につきまして大きな要因の一つは、新型コロナウイルス感染症のクラスター発生によるデイサービス等のやむを得ない利用制限、利用自粛により、サービス事業収入が予定を大きく下回ったものでございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ご存じのようにこの5月から5類感染症に分類され、利用者の感染者も減ってきております。徐々に利用者数は増えておりますけれども、コロナ以前の状況にはまだ戻っておりませんので、今後もサービス事業収入の増につながるよう努めてまいりたいと思っております。

また、デイサービスにつきましては、本巣市社会福祉協議会が運営する糸貫デイサービスセンターと根尾デイサービスセンターが今年度いっぱい閉鎖するというので、社協の担当者より、現在2つのデイサービスを利用している方の新たな受入れ先として、大和園にもお願いしたい旨の依頼がございました。特に根尾デイサービスの利用者の新たな受入れ先が本当に限られるということで、ぜひ大和園でも受け入れてもらいたいという

ことをございました。

本巢市北部に関しましては、デイサービス事業所が根尾川ガーデンしかございませぬ。大和園が新たな受入れ先として機能しなければならないものと考えております。新たな受入れ先となった場合には、結果的に利用者の増を見込めるのではないかというふうに思っております。

そのほか、リハビリを行うデイサービス事業所は、どこも利用者の人気が高い傾向がありますので、大和園でもリハビリを強化して、利用者の増につなげたいと考えております。

また、特養におきましては入院が多く、入院期間中の空床分の介護報酬が得られなかったことで、こちらも減収となっております。

コロナが落ち着いた現在に至っても、入院者が多くいる状況にございますので、こちらの問題につきましては、入院している方の部屋をショートステイとして活用できることの確認が取れております。一定の条件をクリアする必要がございませぬけれども、積極的に活用して収入増につなげたいというふうに思っております。

赤字となった2つ目の要因として、養護老人ホームの入所者数の減が挙げられます。こちらにつきましては、措置権を持つ市町が負担する老人保護措置費が高いために、市町としては措置しづらい状況にあり、入所に結びつかないものと考えております。

実際、今年度、管外から3件の問合せがございませぬが、いずれも入所には至っておりませぬ。やはり措置費の高さがネックになったものと考えております。

したがって、県内の養護老人ホームの中でも突出して単価が高い現在の措置費を他施設並みにすることで、入所者数をある程度確保することができるのではないかと考えておりますので、今後、措置費の単価設定について検討が必要であると考えております。

また、今議会で条例の一部改正を議決いただくこととなっております契約入所でございます。こちらを改正いたしますと、こちらについても収入増につながるのではないかというふうに考えております。

ただ、これらの対策によって収入の増を見込めたとしても、養護老人ホーム単体での黒字化は極めて難しいのではないかと考えております。

ただ、今後、高齢者人口が2040年までは増え続けるものと見込まれております。これにつきましては、日本社会における一般論にとどまらず、もとす広域連合を構成する3市町が今まさに直面し、さらに大きな課題となる現実でもあります。

瑞穂市、本巢市、北方町の様々な問題を抱えた高齢者がさらに増え、介護保険のサービス事業では対応し切れない高齢者の受入れ先として、養護老人ホームの需要が高まるのではないかと予想されております。

つまり、要介護状態でなくても、虐待や経済的理由等、様々な要因によって措置が必要な高齢者が増える時代が目の前に迫っており、養護老人ホ

ームを有する大和園は、今後さらに重要な役割を果たしていくことになると思います。

これまで以上に深刻な問題を抱えることとなる高齢者社会を目の前に控え、養護老人ホームの運営にご理解をいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若井千尋君） 鏑本君。

○12番（鏑本規之君） 養護老人ホームのことについてご理解をいただきたいこととありますけれども、これは理解はするわけとありますけれども、何にしても黒字になかなかならないということの答弁もありました。

また、県内の養護老人ホームの中でも突出して単価が高いという答弁もあったわけとありますけれども、どの程度の差があるのか。大和園が高い高いと言われるというなら、他の施設と比べてどの程度高いのかなというのが、少し疑問に思うところであります。

ある資料で調べてみますと、年収ゼロ円の人から年収150万円以上という形で、段階的には39という枠に分けて値段が決められているというふうに聞いておるわけとあります。

普通、年金が入って、65歳で年金が入ってくれば、年金としての価格としては大体80万円から100万円ぐらいいは入るんじゃないかなと、私の思いとしてはしておるわけとあります。その中においても、大体5万円から6万円弱というのが金額と設定されているように伺っているわけとありますけれども、これが大体の基準であろうというふうに感じておるわけとあります。

この金額においては市町村が決めるということになっていますので、法で定められた金額ではないということも念頭に置いて、よそと比べて養護老人ホームの価格はどの程度なのか、分かる範疇内で結構ですのでお答えを願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 自席にて回答させていただきます。

現在、大和園の養護老人ホームの入所者数は17名ということで、入所者数ごとに単価が決められております。20名までのところで措置費の年額を比較しますと、当大和園は453万円ほど、揖斐川町は307万9,000円ほど、郡上市は330万円ほど、羽島市は250万円となっておりますので、一番安い羽島市と比較すると、年間1人当たり200万円を下回るということとでございます。

以上でございます。

○議長（若井千尋君） 鏑本君。

○12番（鏑本規之君） どうしてこんなに高いのかということなんですね。高くしなければ市町村が負担する金額が増えてくるということになれば、

本巢市だけのことでいうと、本巢市の負担金が増えるというふうに解釈してもいいのかな。

その中で、入居者が増えてくれば増えてくるほど、市が負担する措置費というものが増えてくるとなると、市としても経済的な観点から非常に難しいだろうという思いで、その金額にしてあるというふうには理解はするわけでありましてけれども、あまりにも差があると、この単価を決める市町村の長としての人気度に少し引っかかるんじゃないかなという思いもするわけでありまして、この養護老人ホームは、私が入りたいと言っても、市長さんがおまえは駄目と言ったら入れないわけでありまして、市長が決めるということになっているわけでありまして。

もともと養護老人ホームというのは、健康な方が入って、養護老人ホームにいらなくても社会復帰ができるようにという形で支援するのが、養護老人ホームという役割だろうというふうに思うわけでありまして。ですので、経済的に不安のある人が経済的に不安にならないように指導していくというのも、養護老人ホームの仕事の一環であるというふうに思っておるわけでありましてけれども、この金額が高いことによって、60人いた施設に入っていた人がだんだんと減って、今17名となっているわけでありましてけれども、市に対する措置費の負担が少なく済む方法で、入居者を増やす何かいい方法があるのか否か。なければ結構ですし、もしあるとするなら、案だけでも結構ですので、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（若井千尋君） 國井大和園長。

○老人福祉施設大和園長（國井弘光君） 措置費を安くする案もあろうかと思っておりますけれども、市町の負担を小さくするという案にはなかなか結びつかないものでございます。今後、検討を重ねて、首長さん方の了解を得ていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（若井千尋君） 鏑本君。

○12番（鏑本規之君） 人数を増やすという、増やすことが正しい選択か否かということは、また難しい問題もあるだろうと思うし、市町村の負担が増えてきて、ほかのことについて何らかの弊害が出ることのほうが、また難しい問題も出るだろうと思います。

園長として、また3市町の長として、今後の措置費をどのように定めたらいいか、よく検討していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

以上。

○議長（若井千尋君） 12番、鏑本規之君の一般質問を終わります。

これで、一般質問を終わります。



◎議案第18号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第2、議案第18号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第18号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） 老人福祉常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

今、議長からありましたように、議案第18号につきまして、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をさせていただきます。

老人福祉常任委員会は、10月27日午前10時より、老人福祉施設大和園会議室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、森副連合長及び事務局長、総務課長、老人福祉施設大和園長、その他担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第18号につきましては、執行部より、説明資料及び追加資料に基づき、議案の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、契約入所の形が増えてきた場合に養護老人ホームの職員配置はどうなるのかとの質疑に対し、執行部から、職員の配置基準について契約入所が始まって大丈夫であるが、要介護の方が増えれば増員をお願いすることになるとの答弁がありました。

続いて、条例を改正することによって、いわゆる家賃収入がもらえるようになるということで方向性としては前進するが、入所定員60名の2割12名に現在の措置入所17名を足してもまだ空きがある。今後の計画はこの質疑に対して、執行部から、まだ高齢者数そのものは増加していくことは確実であるので、今後の状況を見ながら早急に検討していくとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定をされました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

何か質問があれば、お願いいたします。

○議長（若井千尋君） 委員長にはその場におっていただきまして、議案第18号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 議案第18号の質疑ですが、提案理由等を見てくださいと、最終的に第3条第7号の事業に係る利用料等の額は広域連合の規則で定めるとありますが、この規則というのはいろいろ調べましたけれ

ども、11月1日から施行されますが、料金はどのようになるか教えていただきたいと思えます。

○議長（若井千尋君） 鏑本規之君。

○老人福祉常任委員長（鏑本規之君） このことについては、条例という形で今回議会のほうに提出をされておられます。私の委員長報告の中で答えるべきことではないと思っておりますので、案が出てきたときに議論をしていただければ結構かと思えますので、よろしく願いをいたします。

○議長（若井千尋君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号に対する委員長報告は可決です。

議案第18号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第18号 もとす広域連合老人福祉施設大和園条例の一部を改正する条例については可決されました。



◎議案第19号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第3、議案第19号 令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第19号については、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） 総務介護常任委員会委員長報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第19号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

総務介護常任委員会は、10月25日午前9時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催しました。委員5名全員が出席したほか、議案説明のため、藤原連合長、事務局長、総務課長、介護保険課長、会計管理者、そのほか担当職員の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案第19号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、一般会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、総務管理費のセキュリティー対策システム導入やコンピュータ機器の接続設定について、その効果などについて説明をとの質疑がありました。

執行部からは、情報セキュリティーシステムの導入は、サイバー攻撃などの対策には有効に機能しており、5年に一度、接続の機器更新を行っている。この間のシステムの保守業務を委託料で毎年の予算に計上しているとの答弁がありました。

その後の質疑につきましては、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

- 議長（若井千尋君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

- 療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第19号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

療育医療衛生常任委員会は、10月26日午前9時より、本巢市役所真正分庁舎第1委員会室において開催されました。委員5名全員が出席したほか、若井議長の出席をいただき、議案説明のため、戸部副連合長、事務局長、総務課長、療育医療施設長、衛生施設長、その他担当職員の出席を求め、当委員会における協議事項について補足説明を受けた後、慎重に協議を行いました。

初めに、議案第19号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けた後、その後、質疑に入り、児童福祉費の備品購入費で指導用備品とは何かとの質疑がありました。

執行部からは、外で使う巻き取り用マットとコロナ禍での電話相談に対応する発信専用電話であるとの答弁がありました。

次に、児童福祉費の委託料の樹木等管理費業務の内容はとの質疑がございました。

執行部からは、幼児療育センターの園庭や外周りの樹木で、特に道路にはみ出しているものの剪定などについて、シルバー人材センターに委託しているとの答弁がありました。

そのほかの質疑については特にありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） これより議案第19号について、協議結果報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第19号を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第19号 令和4年度もとす広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第20号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第4、議案第20号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第20号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） ただいま議題となりました議案第20号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第20号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、介護保険特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、まず初めに、介護サービス等諸費の各サービスの件数が記してあるが、需要・供給の状況はどうかとの質疑がありました。

執行部からは、この件数は国保連からの請求件数であるが、最近はコロ

ナ前に戻りつつある。コロナ禍での特徴としては、通所系サービスが減り、訪問系サービスが増えた。全国的に介護人材の不足が言われており、今のところ管内では直面した問題ではないが、今後は管内の事業所との意見交換を行い、適切に対応していきたいとの答弁がありました。

次に、介護認定審査会費で、申請から認定まで30日以内というルールがあるが、遅れた事例もあると聞いているが、職員数は足りているのか。デジタル化も必要なのではとの質疑がありました。

執行部からは、原則30日以内というルールは承知しているが、主治医意見書の到着遅れや、申請者本人やご家族の事情でやむを得ず遅れる場合もある。審査会の準備では資料を大量に印刷しており、今後、デジタル化、ペーパーレス化による事務負担軽減も考えているとの答弁がありました。

続いて、介護保険料の収納率が上がった要因はとの質疑がありました。

執行部からは、令和3年度から各市町が強制徴収に着手し始めたことや普通徴収の方への口座振替を勧奨したことが主因であり、今後とも各市町の担当と情報共有しながら、横の連携を深める取組を強化する予定であるとの答弁がありました。

そのほかの質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第20号について、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第20号に対する委員長報告は認定です。

議案第20号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第20号 令和4年度もとす広域連合介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。

◇

◎議案第21号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第5、議案第21号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

議案第21号につきましては、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鏑本規之君。

○老人福祉常任委員長（鏑本規之君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

議案第21号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をさせていただきます。

議案第21号につきましては、執行部より、決算書及び決算事業報告書により、老人福祉施設特別会計の歳入歳出決算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、サービス事業収入の減について、新型コロナウイルス感染症のクラスターの影響かとの質疑に対し、執行部から、当園のクラスターの間にはほかのデイサービス施設を利用された方の中には戻ってこられない方もあり、その影響が大きかったとの答弁がありました。

この言い方、少し間違っているかと思っております。書いてあるから読んだんですが、私の思いとしては、大和園以外のところに行って、その施設が非常によかったから、また大和園に戻る必要がなくなってしまったということでもあります。そういうような影響が大きかったとのことでもあります。

次に、物価高騰対策の県支出金について、今後の見通しとしてはどの質疑があり、執行部からは、給食の原材料や光熱費の高騰が続いているが、県支出金頼みではなく、食事などは献立を工夫し、質を落とさないようにしたいとの答弁がありました。

続いて、基金積立てを行わなかったとの説明があったが、基金を考慮しない場合はどうなるのかとの質疑に対し、執行部からは、実質単年度収支で8,200万円余りの赤字となったとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと可決されました。

以上で老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

何か質問があれば、こちらでいたします。

○議長（若井千尋君） 議案第21号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 今の鏝本委員長の報告ですと、歳入歳出決算の一つということであったんですが、クラスターが発生して当大和園にいた方が引っ越していったということと言われましたが、この事業報告書には書いていないですが、そこの処理について。

○議長（若井千尋君） 鏝本委員長。

○老人福祉常任委員長（鏝本規之君） 報告のとおりであります。私が今報告したとおりであります。

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） それでは、3市町の方が大和園に入所されているんですけども、令和4年度は18名であります。前年度におきましては24名が入所していたと。それから、例えば特別養護老人ホームですと、89人が前年度約138人、こういうふうにあるわけですけども、いろいろ前年度に比べますと、大和園を利用する方が少ないわけですね。その要因というのは何があるのか。

○議長（若井千尋君） 鏝本委員長。

○老人福祉常任委員長（鏝本規之君） そのような質疑応答はありませんでしたけれども、私の思いとしては、コロナの影響が大であったというふうに感じております。

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） これはコロナばかりが、私は原因ではないと思うんですけども。そういった施設が他にできていると。そんなことのように感じるんですけども、どのように思いますか。

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。質問の趣旨は委員長報告に対する質疑でございますので、委員会での報告に対してでございます。委員長におかれましても、委員会で議論されておられないことに関しては、ご答弁を控えていただきたいと思いますというふうに思います。

そのことを踏まえまして、今の質問に対しましては、委員長報告にはなかった件でありますので、そのようにご判断いただきたいと思いますというふうに思います。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号に対する委員長報告は認定です。

議案第21号を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第21号 令和4年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計歳入歳出決算の認定については認定されました。



◎議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第6、議案第22号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第22号につきましても、総務介護常任委員会及び療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を踏まえ、質疑、討論、採決を行います。

初めに、総務介護常任委員会の協議結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） それでは、総務介護常任委員会の報告をいたします。

ただいま議題となりました議案第22号について、総務介護常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告します。

議案第22号につきましても、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、一般会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましても、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 次に、療育医療衛生常任委員会の協議結果の報告を求めます。

療育医療衛生常任委員長、若園五朗君。

○療育医療衛生常任委員長（若園五朗君） ただいま議題となりました議案第22号について、療育医療衛生常任委員会における協議結果を会議規則第41条の規定に準じて報告いたします。

議案第22号につきましても、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後の質疑につきましても、特に報告すべき内容の質疑はありませんでした。

以上で療育医療衛生常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第22号について、協議結果報告に対する質疑

を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員です。

よって、議案第22号 令和5年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第7、議案第23号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第23号については、総務介護常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務介護常任委員長、飯尾龍也君。

○総務介護常任委員長（飯尾龍也君） ただいま議題となりました議案第23号について、総務介護常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告します。

議案第23号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要により、介護保険特別会計補正予算の詳細について補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、現在国会で議論されていることはこの補正予算に反映されているかとの質疑がありました。

執行部からは、現在、介護報酬の改定など国で議論されていることについては、新年度の予算での対応となるとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上で総務介護常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第23号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

議案第23号に対する委員長報告は可決です。

議案第23号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第23号 令和5年度もとす広域連合介護保険特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎議案第24号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（若井千尋君） 日程第8、議案第24号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案第24号については、老人福祉常任委員会に審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

老人福祉常任委員長、鰐本規之君。

○老人福祉常任委員長（鰐本規之君） それでは、議案第24号について報告をさせていただきます。

議案第24号について、老人福祉常任委員会における審査の経過及び結果を会議規則第41条の規定により報告をいたします。

議案第24号につきましては、執行部より、補正予算書及び補正予算案の概要に基づき、予算の詳細についての補足説明を受けました。

その後、質疑に入り、各委員より様々な質疑が出され、答弁及び議論を交わしましたが、特に報告すべきものとして、入所者数について今後の見通しはとの質疑がありました。

執行部からは、特養については入院患者が多くなってきており、その空きベッドの利用について、ショートステイで利用したり、デイサービスに

ついても要望が多いリハビリも積極的に取り入れていきたいとの答弁がありました。

その後の質疑及び討論については、特に報告すべきものはなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定されました。

以上、老人福祉常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（若井千尋君） 議案第24号についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 先ほど出ました規則の関係ですけれども、それを含めた補正予算が入っている、新しいのも入っていると思うんですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（若井千尋君） 松野君に申し上げますが、今、委員長報告のとおりのことに関しましての質問から逸脱しているように感じますが、委員長にそのことを踏まえてご答弁いただきたいと思います。

○老人福祉常任委員長（鐔本規之君） 条例改正のことについては、条例改正のみのことであって、金額等々のことについては後で決めるというふうに定められておりますので、文面のとおりであります。

○議長（若井千尋君） 松野藤四郎君。

○7番（松野藤四郎君） 報告の中で、やはり収入確保のためにいろいろ新しい事業を入れるという話でした。そういう話でしたね。ですから、それは今回出ました議案の第18号の中に新しい事業も入れていくという話でしたので、それも含めた話なのか、お聞きしたいんですけれども。

○議長（若井千尋君） 再三申し上げますが、松野藤四郎君の質疑に対しては、委員長報告、老人福祉のほうで協議されておられない内容でありますので、この質問につきましては取り下げさせていただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論を許します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（若井千尋君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第24号に対する委員長報告は可決です。

議案第24号を委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若井千尋君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第24号 令和5年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）については可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（若井千尋君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和5年第2回もとす広域連合議会定例会を閉会します。

皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前 9時58分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年10月30日

議 長 若 井 千 尋

署 名 議 員

2 番 松 野 貴 志

1 4 番 村 木 俊 文